

会 議 録

会議の名称	第8期 第4回 小金井市地域自立支援協議会 全体会
事務局	福祉保健部 自立生活支援課、小金井市障害者地域自立生活支援センター
開催日時	令和4年11月9日（水） 午後5時00分から午後6時10分まで
開催場所	萌え木ホールA会議室
出席者	<p>【委員】 加瀬 進委員、吉岡 博之委員、石塚 勝敏委員、小根澤 裕子委員、渡邊 誉浩委員、加藤 了教委員、荒井 康善委員、猿渡 太育委員、八木 香委員、木下 一美委員、永末 美幸委員、宮井 敏晴委員、立石 静子委員、畑 佐枝子委員</p> <p>〈WEBによる参加〉 鴻丸 恵美子委員、佐々木 宣子委員、田中 麻子委員、塚口 敏彦委員、佐々木 由佳委員、高橋 徹委員</p> <p>【事務局】 自立生活支援課課長 自立生活支援課相談支援係係長 自立生活支援課障害福祉係主査 自立生活支援課相談支援係主任 小金井市障害者地域自立生活支援センター</p>
会議内容	第8期 第4回 小金井市地域自立支援協議会 全体会のおり

第8回 第4回 小金井市地域自立支援協議会 全体会 会議録

(事務局)

開会前に事務局より連絡がございます。本日も前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、Webと会議の併用で会議を行います。

(会長)

ただいまから第4回小金井市地域自立支援協議会全体会を開催いたします。まず、本日の欠席委員を事務局よりお願いいたします。

(事務局)

本日、丸山委員が欠席、佐々木宣子委員、佐々木由佳委員、田中委員から遅れて参加する旨の連絡が入っています。高橋委員と木下委員がまだいらっやしていません。Webでの参加は鴻丸委員と塚口委員になります。

小金井市地域自立支援協議会設置要綱第6条第2項の規定により、協議会の開催には半数以上の出席が必要となります。現時点で21人中15人の出席がありますので、会議が成立することを報告いたします。

(会長)

配布資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

本日、机上に配布しております資料は、資料1-1 10月12日全体会の意見による修正内容、資料1-2 障害のある人向け調査票の最終案、資料1-3 関係団体向け調査票の最終案、資料1-4 事業所向け調査票の最終案、資料1-5 市民向け調査票の最終案、資料2-1 パンフレット修正箇所一覧、資料2-2 障害者差別解消条例パンフレット修正案、資料2-3 【概要版】パンフレット修正箇所一覧、資料2-4 【概要版】障害者差別解消条例パンフレット、資料3-1 令和4年度障害者週間事業について、資料3-2 障害者週間スペシャルイベントのチラシ。ここまでの協議会の資料になります。

協議会の資料とは別に、東京都からの案内、「東京都自立支援協議会セミナー 当事者が地域で安心して暮らすために」の案内のチラシを配布しております。裏面に参加申し込みの方法など、書いてあります。参加を希望される方は各自、お申込みしていただきたいと考えております。

配布資料は以上になります。

(会長)

それでは本題に入ります。今日は報告事項はありませんが、皆様から報告することがありましたら、最後にお伺いします。議題1から入ります。議題1は障害者計画作成のためのアンケート調査票についてということで、今日はチェックに留まると思います。事務局の方からお願いします。

(事務局)

資料1-1をご覧ください。前回の全体会で出た意見を踏まえ、調査票を修正した内容をまとめたものになります。このほかにも、漢字の誤りや番号のずれなどの軽微な修正も行っておりますが、内容の修正についてはこちらにまとめたとおりになります。

資料1-2から1-5まで、それぞれの調査票の最終案になります。誤字の修正なども含め、前回の全体会以降に修正したところは黄色に着色してありますので、本日は着色部分について最終確認をお願いいたします。

以上です。

(会長)

最終確認ということで、少し時間を取りますので、御確認ください。

(委員)

障害のある人向けのアンケートについて、問29の選択肢「7 特に希望はない」と「8 働くつもりはない」とありますが、違いを教えてください。

(事務局)

「7 特に希望はない」というのは、どういうところで働くかということについて特に希望はないということです。「8 働くつもりはない」というのはそもそも働くつもりがない、という違いです。

(委員)

働くところの場所に希望がないという選択肢ですね。

(事務局)

どういう所で働きたいかという希望が無いのが、「7 特に希望はない」で、「8 働くつもりはない」というのは、そもそも働くことそのものについて希望しないということです。

(委員)

前回もお伺いしましたが、問33の災害時の避難についての所で、「避難できますか」という問いに自分が答える時に、この3択ではやはり答えに悩むなと改めて思います。というのは、「できる」「できない」で答えないといけないという所で悩みます。

恐らく、身体障害の人の話だけなのかどうか分からないですが、災害時は普段とかなり異なる状況だと思います。それは障害が無い人にとってもそうだと思うので、この設問でできるという所に丸をすると、どうなるのかという恐怖心があります。「やろうと思えばできるけれど」という人がいると思うのと、すごく時間がかかる人がどちらに丸をしたらいいのだろうと、とても悩むのではないかと思います。そういう時にはどちらに丸をしたらいいのだろうと、悩む人もいるかと思います。

この3択では納得のできる答えが出来ないケースもあると思うのですが。

(会長)

本日時点でレイアウトが変わるような修正は厳しいかと思えます。今の御質問については、文面が与える心理的圧迫ということもあるかと思えますが、どういう表現をすれば圧迫を与えないかという検討はこれまでできていないので、温度差が若干あるかもしれませんが、時間をかければ避難できる、できないというよりも、支援が必要な人がどのくらいいるのかということに重きを置いているので、その観点からこの3択にしています。

避難できるのかできないのか、というよりも支援が必要な人が市内にどれくらいいるかということ把握するため、ということでご了解いただけませんかしょうか。

(委員)

それは理解しているのですが、できるということで丸をしてしまうと支援してもらえないのかなと思ってしまうことをお伝えしています。できないに丸をするほどでもないし、と私は悩んでしまいます。私と同じような考えの人がいるのではないかと思い、前回も今回も気持ちをお伝えさせていただきました。

(会長)

今の御意見については引き取らせていただいて、報告の所でどのように書き込めるのか、検討していきたいと思えます。一人で避難できる・できないということについては、当事者の方がこのような思いを馳せることがあるというこ

とを何らかの形で反映させるようにしていきたいと思います。

(委員)

「問2 医療的ケアを受けていますか」という質問について、前回の会議後に気がついたのですが、「選択肢15 服薬管理」について、普通は医療的ケアに含めないのではないかということをお伝えしました。この設問の中に服薬管理を入れるとかなり多くの方の丸がつくと思います。質問の意図にもよりますが、この選択肢を入れた理由を確認したいと思います。

(事務局)

こちらは前回のアンケートの中にあつた選択肢で、御指摘を受けて、削除するかどうか検討しましたが、医療的ケアの中で今般特に話題となっている医療的ケア児ということになると、対象にはならないのかなとは思っています。

ただ、大人の支援においては実際に服薬管理を必要としている方もいらっしゃるということで、対象に含めても良いのではということで選択肢に入れました。

(会長)

事務局との打合せでも、そもそも医療的ケアなのか医療ケアなのかということも含めて議論になりましたが、前回の調査との関わりということもあって質問に残したということと、集計時に回答数が多くなっても問5の所で別に扱うことができるのではないかとということで残した次第です。

この設問は、どういったケアを受けているかを把握するためのものですが、この項目が入っていると集計結果に大きな影響があるということでしょうか。

(委員)

集計のことは分からないのですが、広い意味で捉えて、状況を把握したいということでしょうか

(事務局)

この設問に服薬管理を入れるか入れないかということですが、問10で医療的ケアが必要な方だけにお答えいただく所があります。そこに服薬管理を含めるかどうかということになりますが、調査の意図としてはここから除いても良いのかなということもありますので、集計の段階で取り除くようにすれば特段、影響はないかと考えています。

問2についてはどのような支援を必要とするかを把握するために残しておく

ということで良いかと考えています。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

分かりました。

(委員)

市民向けのアンケートについてお伺いします。1,000人に送ると書いてありますが、回答率はどれくらいですか。

(事務局)

前回のアンケートの回答率はすぐには分かりませんが、通常、このようなアンケートの回収率は30%くらいが一般的だと思います。

(委員)

30%の回答ですか。70%は無回答ということでしょうか。

(事務局)

前回のアンケートの回答率は分かりませんが、一般的に無作為抽出で行うアンケートはこのくらいの数字になることが多いです。

(委員)

30%が回答したということですか。

(事務局)

前回のアンケートの回答率は把握していないので、必要であれば調べて後でお答えします。

(委員)

分かりました。

市民からの意見について、どういう視点で障害者施策について感じていらっしゃるのか、すごく関心があります。

一般市民の方、例えば障害者とあまり関わらない、詳しくない人達がこちらのアンケートはいきなりもらうと「これは何だろう」と思うのではないでしょ

うか。

これを送るのはまた別に、説明資料というか、市としてのパンフレット、暮らしやすいまちづくり・障害者と共にという簡単な資料で興味を持っていただいてから、アンケートを送った方が良いのではないかと思います。

(事務局)

アンケートの説明については冒頭の部分だけで考えています。アンケートの実施についてはホームページや市報での周知を考えています。

(委員)

70%くらいが未回答なのはもったいないと思います。今後、50%くらいの方に回答していただけるような工夫が必要ではないかなと思います。

(事務局)

アンケート調査の周知についてはホームページやTwitterで行いたいと考えています。

(委員)

一般市民の方がいきなりアンケートをもらっても、見もしないで破棄してしまう方もいると思うのですが。

(事務局)

説明会という提案もいただきましたが、不特定多数の方から集計をするのであれば有効であるとは思いますが、無作為抽出とはいえ個別にお送りする方が対象となりますと、説明会を行って市民に来ていただいてもその方にはアンケートが届かないということになってしまいますので、それもいかがかな、と思います。

あと、前回の回収率ですが、障害者計画のアンケートについて40%の方から回答をいただいています。説明会については、今回は個別に送るので必要なかな、と思っていますが、実際の計画の案ができた時にパブリックコメントを募集します。その際には個別送付するのではなくて、広く一般の方から意見を募ることになるので、併せて説明会を実施する予定です。

(委員)

パブリックコメントを行うということですね。良い方法かもしれません。回答率が低かったらアンケートをしても意味がないですね。今回のアンケート

の回答率が低ければ、今後に向けてぜひ工夫をお願いしたいと思います。

(会長)

大学の調査でも同じような課題を抱えていますので、事務局とも考えてまいります。

(委員)

障害者向けアンケートの問28・問29に関連しますが、家族会でよく話題になるのは福祉的就労の工賃があまりにも低いので、行く気がしなくなったり行かなくなったりする人がいます。このことに関連する設問があるのか、お伺いしたいと思います。

(会長)

調査票を大きく変えるような変更は出来ないので、今回の議論に盛り込むことは難しいかと思います。ただ、工賃の問題は古くて新しい問題ですので、自立支援協議会の中でさらに検討していきたいと思いますが、社会参加・就労支援部会で何か議論はございましたか。

(社会参加・就労支援部会長)

工賃については、特段議論にはなっていません。現段階では社会参加・就労について広く扱っています。今、ご指摘のあったことについては部会に持ち帰らせていただいて、協議をしてまいりたいと考えています。

(会長)

議論についてはここまでにさせていただきたいと思います。あとは調査の集計・分析、そこから出てきた課題を計画にどう盛り込むべきかという議論を深めていきたいと思います。

次に議題2、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

令和4年4月1日から、障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例を改正したことに伴いまして、パンフレットの改訂版を発行いたします。資料2-1及び2-3は修正した箇所を一覧にまとめたもの、資料2-2はパンフレットの修正案、資料2-4は概要版の修正案です。いずれも修正したところは赤字で表記をしています。

修正の主な内容としましては、差別の定義の見直しを行ったことによる条例

参照箇所の修正、事業者による合理的な配慮を義務化したことに伴う修正の他、「合理的配慮」という言葉と「合理的な配慮」という言葉が混在していること、「取扱」という言葉の送り仮名に、「り」があるものと無いものが混在していることについて、いずれも条例の定義に合わせて統一する形の修正を行っております。

また、昨年度、子供用ハンドブックにつきまして、高次脳機能障害者小金井友の会の要望によりまして、高次脳機能障害の例文に失語症を加え、また、医療的ケア児支援法の成立を踏まえ、医療的ケア児の説明文を修正しましたが、その際、今回改訂するパンフレットについては条例全文の記載があることから、改正条例が施行されてから修正するという見送っていた経過がありますので、その点についても今回、修正したいと考えています。

資料2-2で黄色に着色した所がその箇所になります。こちらの2ページ以外は条例の改正に伴って修正が必要となるところでございますので、今回はこの2ページを中心に協議していただきたいと思っております。なお、12月初旬には印刷の発注をしたいと思っておりますので、今回事務局で修正したものの他に条例改正等に伴って修正が必要な箇所について、11月中にお示しいただけると幸いです。

(会長)

こちらについては今月中、ということでまだ時間がございますが、今日のこの時点で共有しておきたいことがございましたら、御指摘ください。

(委員)

パンフレットの字の大きさはこの大きさになるのでしょうか。

(事務局)

字の大きさについては、現行のパンフレットと同じくらいの大きさになると思います。

(委員)

この大きさではないということですね。

(事務局)

A4サイズで印刷するために多少、縮小されているので、もう少し大きくなると思います。

(委員)

字が全体的に小さいかな、と思って質問しました。

(事務局)

イメージとしては、PDFファイルから切り取った線が薄く残っていると思いますが、これがそのままA4版に拡大される形です。

(委員)

分かりました。

(事務局)

事務局からお願いしたいことがあるのですが、19ページに医療的ケア児の説明があります。その下に難病の説明がありますが、現行のパンフレットでは、難病の説明の中に医療的ケアの説明がありました。「難病を抱え医療的ケアを必要としている人もいます」となっていますが、今回新しく作るものが医療的ケア児の説明なので、この部分を「子供もいます」にするのかどうか、事務局として悩みました。医療的ケア児という言葉は子供に修正した方が良いのでは、と思う一方で、実際に支援が必要な方というのは児に限らず者もいるということで、あえて人のままにしましたが、この点について御意見があればいただきたいと思います。

(会長)

医療的ケア児としたのは、医療的ケア児支援法に合わせるということでしょうか。

(事務局)

そうです。あと、子供用のパンフレットと整合を取っていることもありません。もう一点、補足ですが、こちらは仮に作成したものですので、イラストについては、インターネット上の無料サイトから転用しています。実際にパンフレットを作成する際には前回のパンフレットではイラストを聴覚障害者協会の会長に作っていただいたという経過がありますので、同じ方に現在、お願いをしております。

(会長)

医療的ケア児支援法ができて、そのことを知っていただくためのパンフレットであるので、医療的ケア児という言葉を使い、吹き出しで医療的ケア児の説

明をしている。解説の中に、医療的ケアを受けながら生活をしています。でも大人の中にもそういう人たちがいますというような文言を足して、というのはどうなのかな、と思いました。その文言は今すぐに、良い文章が思いつかないのですが。

(委員)

ケア児と、ケアが必要な人、タイトルに両方とも残してはいけないのかな、と思ったのですが、それだと内容が多すぎるのでしょうか。分かっている人は分かっていますが、分かっている人たちに周知をするという意味ではケア児となっているとそれだけで一つの言葉という印象を受けるので、「子供だけなのね」というイメージをすごく与えると思います。やはり、大人もいるということは残しておいた方が良いと思いますし、ケア児という言葉を入れたいとも思っていますので、両方残しておいてほしいと思います。児・者と区別するのはおかしいと思います。

(会長)

一般的に行うとすると、医療的ケア児・者とするのが一般的な方法だとは思いますが。児・者としてはどうでしょうか。

(委員)

説明の所は医療的ケアを受けながら生活している子どもや大人がいます、という表記ではどうでしょうか。

(会長)

今のご意見の通りで良いかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

ご指摘いただいた意見を参考に、修正をさせていただきます。

(委員)

7ページの不当な差別・取り扱いの表の部分、不当な差別的取扱いについて、「役所」「会社・お店・病院など」については「×してはいけない」となっていますが、「市民」だけ「×してはならない」と表現が異なっています。統一したほうが良いのではないのでしょうか。

(事務局)

当該箇所は修正させていただきます。

(会長)

こちらについては、今月いっぱい意見を出すことができるということで、今日はここまでにさせていただきたいと思います。

(委員)

7ページ、役所の欄で「してはいけない」とあるのと、会社・お店・病院などの欄で「してはいけない」とありますが、どちらをどう直すことになるのでしょうか

(事務局)

追加する市民の列の上の段、「×してはならない」とあるのを、「×してはいけない」という形に修正します。他の欄の役所や会社・お店・病院などと同じ形にします。

(会長)

全体会としてはここまでにして、お気づきの点があれば11月中に事務局の方をお願いいたします。次に、議題3、障害者週間スペシャルイベントについてです。事務局からお願いします

(事務局)

資料3-1をご覧ください。障害者週間行事のタイムスケジュールになります。黄色で着色している所が自立支援協議会の時間帯です。資料3-2、こちらはイベント全体のチラシを参考に配布したものになります。10時15分からの講話につきましては、加瀬会長からご挨拶をいただいたのち、8月に開催した第2回全体会でご協議いただいたパワーポイントの資料を使って吉岡副会長に説明をしていただきます。休憩後、11時20分から市による説明。条例改正のポイントと、それに伴う令和4年度の施策について説明をいたします。

本日、協議していただきたいのは、10時からの開会も含め、午前の部の進行役を決めていただきたいと思います。進行と言いましても、事務局で用意する原稿に従って進行する程度のものでありますので、積極的に立候補していただくと助かります。

(副会長)

全体に関する開会の挨拶については障害者週間の実行委員が務めてくださいます。自立支援協議会の時間になったら、自立支援協議会の方で進行をしていただくと有難いとのことでした。

(会長)

進行の担当者については以前にも議論がありましたが、副会長が講話を担当するというので、資料の黄色の部分の自立支援協議会の所の進行をお願いできればと思います。

塚口委員、自立支援協議会の担当部分の司会進行をお願いできればと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員)

時間としては10時15分から12時の黄色の部分の括りということでしょうか。

(会長)

そうです。

(委員)

承ります。

(会長)

ありがとうございます。次に、議題4 その他についてです。何かございますか。

(事務局)

事務局で用意している資料は特にございませぬ。

(委員)

障害者週間についての質問ですが、スケジュールの所に8時半に執務室集合とあるのは、自立支援協議会の委員全員、ということなのでしょうか

(事務局)

職員向け資料を転用しているので、不要な所も記載されています。開会前に来ていただければと考えております。

(委員)

委員はイベントの終了までいるということでしょうか。

(事務局)

自立支援協議会の枠は黄色の部分ですので、それ以降については自由参加ということでお願いいたします。

(社会参加・就労支援部会長)

社会福祉協議会では、小金井市権利擁護センターを担当させていただいております。今年度から中核機関という機能を加えて運営をしておりますが、今月より、後見人等実務相談という相談を開始しております。

第2・3・4火曜日の13時半から15時半まで2組の方の相談を受け付けるということで、司法書士・弁護士・社会福祉士という専門職の方が、親族後見人・市民後見人といった方々が日々の後見活動をする中で悩んでいること、相談したいことについて対応できるように開始しています。

その他、成年後見制度そのものについての一般的な相談も時間枠が空いていれば対応させていただきたいと考えております。

お困りごとを抱えている方がいらっしゃったら是非、小金井市権利擁護センターまでご連絡をいただければと思っております。

(会長)

次回の日程についてお願いいたします。

(事務局)

今回は令和5年1月11日(水)17時から専門部会を開催予定です。

開催場所は、

生涯発達支援部会が本町暫定庁舎第1会議室

相談支援部会が前原暫定集会施設B会議室

社会参加・就労支援部会が本町暫定庁舎第3会議室

となります。

合同部会につきましては、19時15分から本町暫定庁舎第一会議室での開催を予定しております。

(会長)

それでは本日は終了いたします。どうもありがとうございました。